

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 22 年 2 月 17 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 22 年 3 月 10 日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第 1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 950MHz を超え 958MHz 以下の周波数の電波を使用するものについて、免許を要しない無線局とすること。（第 6 条関係）
- 二 登録の対象とする無線局について、設備規則第 54 条第 5 号に規定する簡易無線局を追加すること。（第 16 条関係）
- 三 登録局の無線設備の規格について、設備規則第 54 条第 5 号に規定する技術基準を追加すること。（第 17 条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第 14 条関係）
- 二 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。（第 24 条関係）
- 三 952MHz を超え 956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第 49 条の 9 関係）
- 四 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第 49 条の 14 関係）

- 五 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の技術基準を定めること。(第54条関係)
 - 六 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHz z を超え957.6MHz z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の周波数の許容偏差を定めること。(別表第1号関係)
 - 七 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHz z を超え957.6MHz z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めること。(別表第2号関係)
 - 八 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに950.8MHz z を超え957.6MHz z 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。(別表第3号関係)
- イ 施行期日等
 - 一 公布の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を設けること。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
 - 一 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とすること。(第2条関係)
 - 二 その他規定の整備をすること。
 - イ 施行期日
 - 公布の日から施行すること。
- (4) 周波数割当計画の一部変更案
- ア 変更の内容
 - 952MHz z を超え 956.4MHz z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の導入等に伴い、規定の変更を行うこと。
 - イ 施行期日
 - 公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、中出力型950MHz z 帯パッシブタグシステムの導入及び950MHz z 帯電子タグシステムの高度化のため、関係規定の整備を行うものである。

950MHz z 帯パッシブタグシステムについては、生産・物流分野等において、広く利用が進んでおり、工場等での利用を想定した比較的長距離の通信が可能な高出力型又は小規模店舗の倉庫等での利用を想定した持ち運び可能な低出力型については、すでに制度化が行われている。

近年、屋外における商品の集配・回収業務、機器の保守点検等の場面において、低出力型950MHz z 帯パッシブタグシステムよりも通信距離が長く、持ち運び可能なものへの要望が高まったことから、平成21年6月23日から情報通信審議会において「中出力型950MHz z 帯パッシブタグシステムの技術的条件」の審議が開始された。

情報通信審議会においては、要望があった956MHz z から958MHz z までの周波数の拡張等を含む「950MHz z 帯電子タグシステムの高度化に関する技術的条件」についても併せて審議が行われ、平成21年12月18日にこれらの技術的条件について、一部答申を得たところである。

この一部答申を受け、中出力型950MHz z 帯パッシブタグシステムの導入及び950MHz z 帯電子タグシステムの高度化のため、関係規定の整備を行うこととし、周波数割当計画の

一部変更案においては、950MHz帯電子タグシステム用の周波数を現行の6MHz幅から8MHz幅に拡張し、当該拡張に伴い、別表に記載されている構内無線局及び特定小電力無線局の950MHz帯電子タグシステム用周波数の表示を改め、また、中出力型950MHz帯パッシブタグシステムを簡易無線局とするため、950MHzを超え958MHz以下の周波数に簡易無線通信業務用を、及び別表に「移動体識別用簡易無線局の周波数表」を追加することとする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛否	備考
社団法人電波産業会	賛成	
社団法人日本自動認識システム協会	賛成	

第3 理由

本件は、中出力型 950MHz帯パッシブタグシステムの導入等に伴い、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

950MHz帯パッシブタグシステムは、すでに工場等での利用を想定した比較的長距離の通信が可能な高出力型及び小規模店舗等での利用を想定した持ち運び可能で読み取り距離が短い低出力型のものが、制度化され普及しているところである。

このような状況の中で、最近、建築現場での資材管理、屋外でのトラックの荷物の積み下ろし等の場面における搬送物管理、高齢者の方々に対応した自動認識による信号機制御への利用等の自律的移動支援等において、現行の低出力型よりも通信距離が長く、かつ、持ち運び可能な中出力型 950MHz帯パッシブタグシステムの要望が高まっていることから、その導入を可能とするとともに、今後の 950MHz帯電子タグシステムの普及に対応するため、利用周波数の拡大等を図る制度整備を行うことは必要であると認められる。

本件の改正案等の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案では、中出力型 950MHz帯パッシブタグシステムを登録局の対象となる簡易無線局として追加する等の規定を設けており、その改正内容は適当と認められる。
- 2 無線設備規則の改正案については、情報通信審議会からの一部答申（平成 21 年 12 月 18 日）を受けて、他の無線システムとの干渉検討結果を踏まえた中出力型 950MHz帯パッシブタグシステムの技術基準、既存の 950MHz帯電子タグシステムの周波数範囲の拡大等の規定を設けており、その改正内容は適当と認められる。
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案については、中出力型 950MHz帯パッシブタグシステムを特定無線設備として追加する規定を設けており、改正内容は適当と認められる。

4 周波数割当計画の変更案については、950MHz帯電子タグシステム用の周波数を、現行の950MHzを超え956MHz以下の6MHz幅から950MHzを超え958MHz以下の8MHz幅への拡張に係る変更を行うとともに、中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入に伴い移動体識別用簡易無線局の周波数表を追加する等の規定を設けており、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。